

充実した総合法律支援を実施するための方策についての有識者検討会

座長 伊藤眞 様

ストーカー行為被害者がアクセスしやすい 相談・支援体制の構築を求める要望書

2013年6月、ストーカー行為等規制法が制定後初めて改正され、同年10月に施行されました。近年、ストーカー殺人事件が相次いだことから、被害者やその関係者の生命・安全を守るために、迅速かつ適正な警察の対応を求める声が高まったことに応えたものであり、法改正を機に、警察の対応の強化が図られたことは高く評価するものです。また、同改正法附則第5条第2項において、ストーカー行為等の規制のあり方について検討するための協議会の設置が定められ、2013年11月より「ストーカー行為の規制のあり方を考える有識者検討会」が発足しました。同検討会には、有識者のほかに「被害者関係委員」として、ストーカー殺人事件被害者のご遺族および被害者支援団体が加わっており、被害者の視点からの検討が期待されます。

しかし、同法改正後もストーカー殺人事件は後を絶ちません。なかでも、2013年10月、改正法施行直後に発生した「東京・三鷹女子高校生殺害事件」は、被害者が警察に相談した当日に殺害され、大きな衝撃を与えました。その後、警察庁は、加害者の積極的逮捕方針や相談部門と捜査部門の一元化など、さらなる対応の強化を全国で進めています。2014年に入ってもストーカー行為被害者やその家族の殺傷事件は止むことがありません。

このような痛ましい事件がなくなる背景には、DV やストーカー行為のもたらす危険性の過少評価に基づく警察の不適切な初期対応があることは、すでに指摘されているとおりです。警察の組織体制の整備にとどまらず、被害者の声に十分耳を傾けながら、現場の警察官の意識改革を進めるための研修の継続的实施や全国統一マニュアルに基づく対応など、いっそうの努力が警察に求められています。

同時に、執拗なストーカー行為の特質と被害者の心理状況を十分考慮したうえで被害者支援が必要だと考えます。

残念ながら、現在の日本では、ストーカー被害に特化した全国的な調査は実施されていません。しかし、「10代から20代に受けた交際相手からの暴力」についての内閣府の調査（内閣府『男女間における暴力に関する調査報告書』2012年の一部）によれば、交際相手からの暴力により命の危険を感じた経験がある女性は23%を超え、DVの場合（12%）より多く、危険度の高さを示しています。また、暴力を受けながら交際相手と別れなかった理由に「相手が別れることに同意しなかった」をあげる女性が23%（DVは3.5%）、「相手の反応が怖かった」と答えた女性が13%（DVは3.1%）に上り、別れた後の追跡（ストーカー行為などの報復）の恐怖がより大きいことがわかります。

また、DV・交際相手からの暴力の被害者は、暴力の影響で自尊感情が低下したり、判断力が弱まったりすることがあり、相談することさえ容易ではありません。

内閣府の調査では、相談先については、5割近くが友人・知人、2割が家族や親せきとなっており、警察への連絡・相談は3.4%に過ぎません（DVは6.5%）。被害者にとって、警察の敷居が依然として高いことが伺えます。警察への相談が刑事手続きに直結し、そのことによる相手からの報復を危惧する被害者が多いのではないのでしょうか。

また、たとえ、警察に連絡・相談したとしても、危険が迫ったぎりぎりの段階で初めて相談する傾向があることにも注意が必要です。

近年は若年世代のストーカー被害が増加しています。警察が認知した事案中の被害者の年齢では、20歳代が34.8%ともっとも多く、前年比の増加率も高くなっています（警察庁『平成25年中のストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の対応状況について』平成26年3月）。民間の相談電話においても同様の傾向が指摘されています。

近年の若年世代のストーカー被害は、前述の三鷹事件にみられるように、SNSを通じて知り合った相手によるものが増えていると推測されますが、メールでの脅迫やリベンジポルノの拡散などにより、初めて危険性を認識するのではないかと考えられます。

さらに、若年者に限らず、市民一般についても、ストーカー行為の危険性や被害への対応についての法的知識および相談機関の情報提供は十分とは言えま

せん。

このような現状を踏まえて、ストーカー行為被害者の安全を守り、万が一にも重大な結果を招かないために、総合的法律支援を含む、被害者が早期に相談できるしくみをご検討いただきたく、以下の点を要望いたします。

1. 主たる相談窓口を警察だけに置くのではなく、警察への相談の前段階として、弁護士会や民間支援団体などの関連機関が連携して、早期に安心して相談ができるようなしくみを検討すること。たとえば、「ストーカー・DV被害者支援・情報センター」の設置など、ストーカー行為の危険性や安全確保のための手段、法的手続きなどの情報提供・法律相談・支援など、早期に総合的な支援を行うしくみが考えられる。
2. 上記相談窓口には必ず弁護士を配置して法律相談・情報提供を行い、必要な場合は警察等への同行支援等を行うこと。
3. 上記相談窓口では、ストーカー行為被害者だけではなく、DV被害者についても法律相談等の支援を行うことができるとこととする。

2014年4月22日

お茶の水女子大学名誉教授 戒能 氏 